

## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (6) 建築物の耐震化の促進

#### 国への提案事項

##### 1 民間建築物等の耐震化

多数の者の避難や救援・救護活動に関係する避難路沿道建築物などについて、財政措置(特別交付税の措置率の嵩上げ等)の拡充を図ること。

##### 2 保育所、社会福祉施設等の耐震化

公立保育所や特別養護老人ホーム等について、耐震化を促進できるよう財政措置の充実を図ること。

##### 3 住宅の耐震化

住宅の耐震化を促進させるため補助対象のメニュー拡充を図ること。

##### 4 国民への啓発強化

耐震化に対する国民の行動を促すため、国においても啓発強化を図ること。

【提案先省庁:総務省、財務省、厚生労働省、国土交通省】

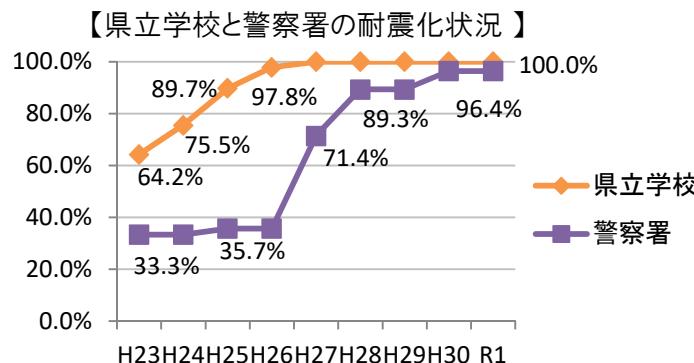
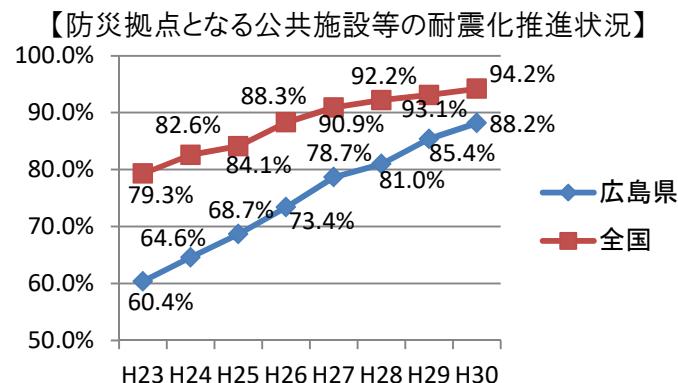
## 4 安心・安全な暮らしづくり

### (6) 建築物の耐震化の促進

広島県では、令和3年度も災害対策拠点(県庁舎等)等の住宅・建築物について、今年度策定する「広島県耐震改修促進計画(第3期計画)」に基づき、着実に耐震化を進めていく予定である。

#### 現状／広島県の耐震化状況

- 県内の建築物の耐震化は遅れているが、県立学校や警察署といった公共施設等の耐震化を加速化



#### 広島県耐震改修促進計画(第2期計画)に基づく取組

多数の者が利用する建築物等	(1) 市町の補助制度の継続、創設の促進 (2) 公共建築物の計画的な耐震化 (3) 所有者への意識啓発	目標 耐震改修: R12までに100% (該当棟数: 約2,000)
大規模建築物※1	(4) 耐震化状況の公表による促進 (5) 民間建築物の耐震化促進 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進	目標 耐震診断※2: H27.12月までに100% →達成 耐震改修 : R2までに100% (該当棟数: 261)
避難路沿道建築物(広域緊急輸送道路)	(6) 義務付けた耐震診断の実施の促進 広域緊急輸送道路を指定し義務付け (7) 民間建築物の耐震化促進 ① 県が創設した耐震診断の補助制度の利用促進 ② 県及び市町の協調補助による耐震改修の補助制度の利用促進	目標 耐震診断※2: R2までに100% 耐震改修 : R7までに100% (該当棟数: 265)
防災拠点建築物※3	(8) 耐震化状況の公表による促進	目標 耐震診断※2: H29までに100% →達成(解体予定の3棟除く) (該当棟数: 848)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法、又は、広島県耐震改修促進計画により、所有者に対し耐震診断の実施を義務づけたもの

※3 耐震改修促進法第5条第3項第一号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる公共施設等とは異なる。

## 4 安心・安全な暮らしづくり (6) 建築物の耐震化の促進

### 課題

- 令和3年度以降も、災害対策拠点（県庁舎等）について、着実に耐震化を推進していく必要がある。
- 義務付けた耐震診断の実施をほぼ終え、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体等の負担が大きい。
  - ・ 多数の者の避難や救援・救護活動に関する避難路沿道建築物
  - ・ 地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物
  - ・ 保育所や特別養護老人ホームなどの社会福祉施設 等
- 住宅の耐震化促進のためには耐震改修に加え建替えや除却のメニュー化が求められており、また居住誘導など持続可能なまちづくりの観点からも、総合支援メニューの対象に非現地建替えや除却のみを追加する必要がある。
- 耐震化に係る所有者の意識向上も必要である。

## 参考 補助制度

### 4 安心・安全な暮らしづくり

#### (6) 建築物の耐震化の促進

建築物の区分		耐震化の状況		補助制度 ※3	課題等	R3概算要求の 状況
		対象 棟数	耐震改修 未実施			
多数の者が 利用する 建 築 物	大 規 模 建 築 物 ※1	261	44	国(交付金) 11.5% (補助金) 21.8% 地方 11.5%~	○地方の財政負担が大きい。 ⇒ <u>財政措置の拡充</u> <u>(特別交付税の措置率 1/2の嵩上げ)</u>	防災・安全交付金 R3: 7,847億 ※5 (対前年度比100%)
	広域緊急輸送道路沿道建 築 物	265	約230	国(交付金) 1/3 (補助金) 1/15 地方 1/3~	○耐震化への意識不足 ⇒ <u>地方に加え国においても 啓発強化</u>	
	防 災 拠 点 建 築 物 ※2	848	52	国(交付金) 1/3 (補助金※4) 1/15 地方 1/3~		
住 宅		約122万	約19万	補助上限額100万円 国 1/2 地方 1/2 ※6	<u>補助制度の拡充が必要</u>	
保 育 所	公 立	220	139	なし	<u>財政措置の充実が必要</u>	—
	私 立	109	79	国1/2 地方1/4	(保育所等整備交付金)	R3: 1,085億※5 (対前年度比100%)
社 会 福 祉 施 設 等 ( 保 育 所 を 含 む )		1173	844	国1/2 地方1/4 ※4	<u>財政措置の充実が必要</u>	R3: 1,334億※5 (対前年度比100%)

※1 不特定多数の者が利用する建築物(病院、店舗等)及び避難弱者が利用する建築物(学校、老人ホーム等)のうち、一定規模以上のもの

※2 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により、広島県耐震改修促進計画で指定した建築物であり、消防庁調査の防災拠点となる  
公共施設等とは異なる。

※3 補助制度は、原則の補助率であり、IS値(耐震指標)により嵩上げされるものもあり。

※4 障害者福祉施設に係る補助率の例(施設毎に補助制度が異なるため、一例を記載)

※5 施設の耐震化以外の事業を含む。

※6 総合支援メニューの補助制度(従来の補助制度は、補助率23%または耐震改修工事費に応じた補助上限額20.4万円~71.3万円)